

商店街空き店舗活用事業補助金



秦野市では、市内の商店街にある空き店舗を活用して開業した方で、優れたアイデア、経営方針等を持ち、周辺地域の活性化が期待できる方に経費の一部を補助します。補助の交付に当たっては、事前に審査会で審査を受けていただきます。参加希望の場合は、申込み期限内に審査申込書を提出してください。

商店会の希望業種と合致するときは、審査項目の一部を優遇します。

補助対象経費	補助率	補助限度額
改装費(開業時)	30%以内	50 万円
賃借料(2年間)	30%以内	72 万円 (1 か月 3 万円、年間 36 万円)
広告宣伝費 (開業後 6 か月までに要する経費)	50%以内	15 万円

◎審査の申込期間

開業した日から1か月以上、4か月以内

◎提出書類

<ul style="list-style-type: none"> ■審査申込書（市ホームページからダウンロードできます） ■市販の履歴書（個人で申請する場合のみ） ■定款又は規約の写し、会員名簿及び事業実施を議決した総会等の議事録写し（団体で申請する場合のみ） ■直近の市県民税所得証明書（非課税の方は非課税証明書、法人の場合は法人市民税納税証明書） ■個人事業開業届出書又は法人開設届出書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ■改装費に係る請求明細書と領収書 ■店舗の位置図と図面 ■店舗の改装前後の写真 ■建築基準法等の許認可に係る書類 ■店舗の賃貸借契約書の写し ■開業後6か月までにかかる広告宣伝の計画書・見積書・領収書
---	---

◎次の場合には対象となりません。

- ・市内の商店街からの移転に係るもの
- ・親族が所有し、又は管理する店舗を賃借して開業するもの
- ・法令に違反するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- ・風俗営業に関するもの

注1 市税等を完納している必要があります。

注2 その他補助金の交付に当たり条件等があります。

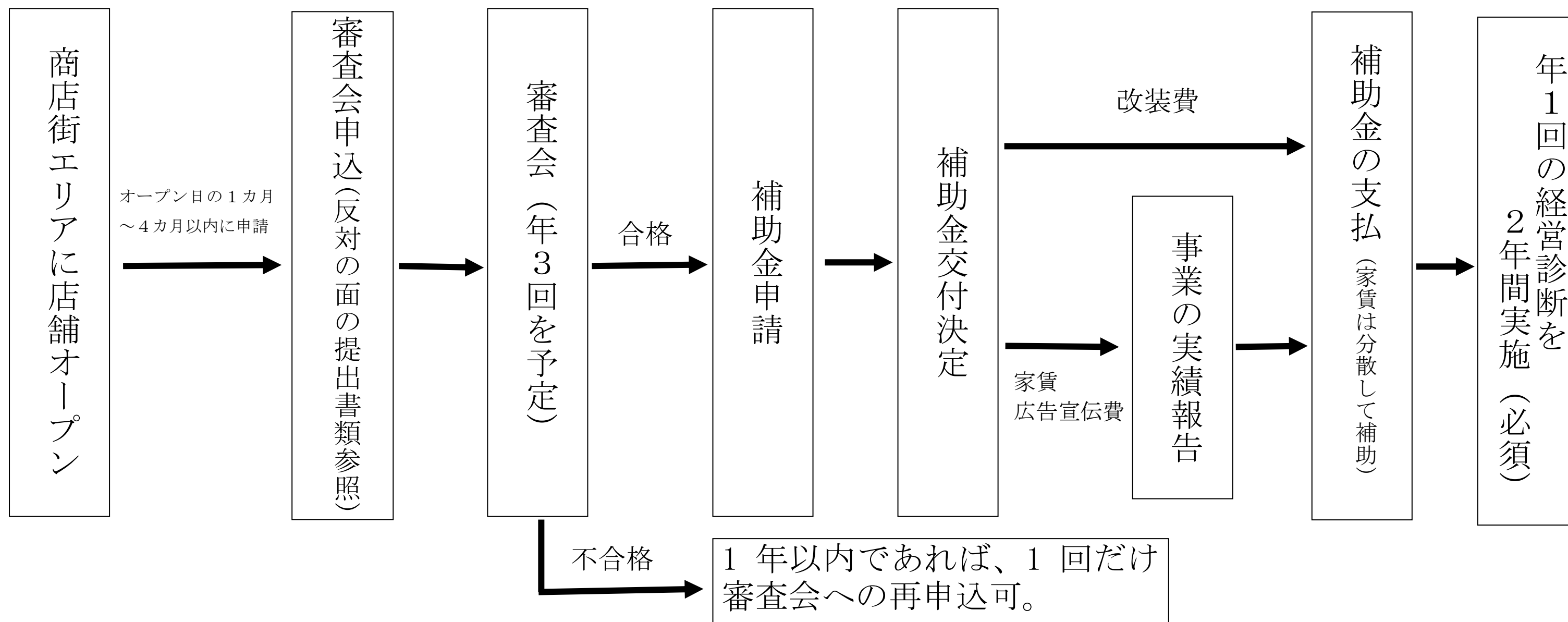
注3 市では店舗の斡旋は行いません。

《制度に関するお問い合わせ》 秦野市環境産業部産業振興課

〒257-8501 秦野市桜町 1-3-2 TEL 0463-82-9646 FAX 0463-82-6256

e-mail sangyou@city.hadano.kanagawa.jp ホームページ <http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>

◎空き店舗活用事業補助金のフロー



◎補助内容について

- 1 改装費は、内装工事、外装工事、仮設工事、解体工事、電気、給排水、ガス工事、既製品でない造作による備品及び広告宣伝の効果があると認められる看板類とし、当初の改装に係る必要最小限度の範囲。
- 2 1会計年度における建物賃貸借契約の期間が1年に満たないときの年間補助限度額は、年間補助限度額を12で除した額に月数を乗じた額。
- 3 賃借料は店舗の借用自体にかかる賃借料とし、保証料、敷金等の預託金、管理費、衛生費等の管理運営費、水道光熱費、修繕費等の維持管理費等を除く。
- 4 広告宣伝費は、開業した日から起算して6か月までに要する経費に限るものとする。ただし、その期間が2会計年度に及ぶときの補助限度額は、15万円とする。